

いちかわ市議会（定例会）のながれ

市川市議会は、市民の代表として選挙された議員により構成される「議決機関」で、定期的または臨時に開かれ、提出された議案などを審議します。同じく選挙で選ばれる「執行機関」の長である市長とは、互いにけん制し、均衡を保ちながら、車の両輪のように、共に市政の発展のために活動しています。2月、6月、9月、12月の年4回開かれる定例会は、おおむね下の流れで、市政に関するさまざまな案件について、市の意思決定をしています。

傍聴のご案内

本会議と委員会は、原則として公開されており、自由に傍聴できます。

- 本会議の傍聴（105席）
会議当日に市役所第3庁舎6階の受付へ直接お越しください。住所・氏名・年齢を記入するだけで入場できます。
- 委員会の傍聴（各7席）
第3庁舎4階の議会事務局窓口で受付します（申込書に住所・氏名・年齢・委員会名を記入します）。

※傍聴するときは、受付時にお渡しする注意事項をお守りください。また、係員の指示に従ってください。

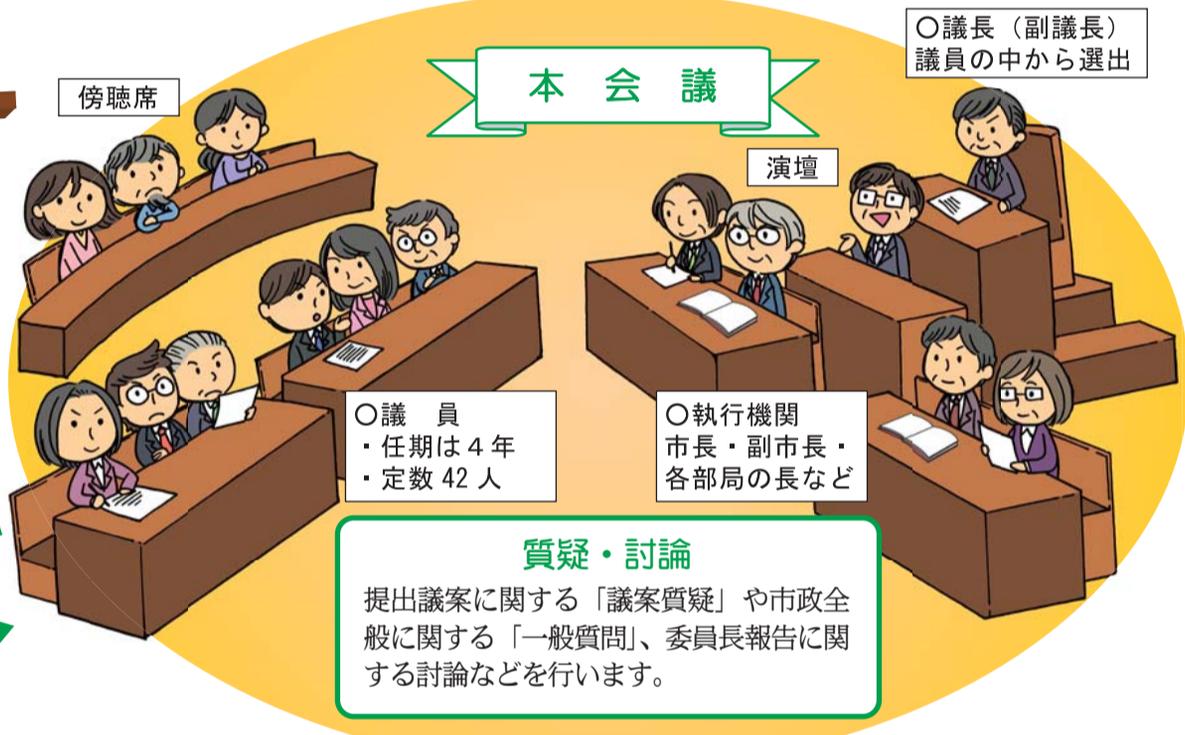
議案

条例案、予算案、決算案など、議会の議決を求めるために提出される案件をいいます。議案は主に市長が提出します。特に予算案の提出は、市長の専権事項とされています。

- 条例 市が定める法（ルール）のこと。
- 予算 市の収支の見込みのこと。

発議

議案の提出は市長だけではなく、議会の議員もすることができ（予算を除く）、これを発議と呼んでいます。議員が発議を行う場合、議員の定数の12分の1以上の賛成が必要とされます。



委員会

常に設けられている委員会。提出された議案や請願の審査をします。

- 常任委員会
 - 総務
 - 健康福祉
 - 環境文教
 - 建設
- 議会運営委員会
議会の運営等に関する事項を審査します。
- 特別委員会
 - 東京外環道路
 - 行徳臨海部
 - 決算審査

問題ごとに必要に応じて設置されます。

委員会付託

提出された議案は、委員会で所管ごとに審査が行われます。

委員長報告

委員会での審査結果は、委員長から本会議へ報告されます。

質疑・討論

提出議案に関する「議案質疑」や市政全般に関する「一般質問」、委員長報告に関する討論などを行います。



執行機関に送付

議決されたものは、執行機関へ送付されます。可決された条例は、公布（条例の内容を市民に知らせること）の手続きを経た後、施行されます。

国・県に提出

市だけの努力では解決しない問題は、国や県に意見書や決議という形で要望を行っています。

***陳情の取り扱いの変更について**
市川市議会では、平成23年2月定例会の審査分から、請願と陳情の取り扱いを峻別し、陳情は、委員会に付託せず、各会派へ参考配付することとしました（平成22年11月25日議会運営委員会決定）。なお、請願（紹介議員のあるもの）は従来どおり取り扱われます。

市議会の情報をインターネットで ごらんいただけます！

市川市議会では、議場での本会議の様子をインターネットで、そのままライブと録画で配信しています。また、市川市議会のホームページでは年4回の定例会の日程や会議録など、最新の情報を掲載しています。

<議会中継> いちかわインターネット放送局
<http://ibs.city.ichikawa.chiba.jp/>

<議会情報> 市川市議会トップページ
<http://www.city.ichikawa.lg.jp/cou01/154100002.html>

○平成23年定例会開会予定日○

2月定例会	2月14日(月)
6月定例会	6月10日(金)
9月定例会	9月2日(金)
12月定例会	11月25日(金)

※上記は予定であり、事情により変更される場合があります。